令和元年度

包括外部監査結果報告書 要約版

子ども・子育て支援事業に関する財務事務の 執行及び管理の状況

令和2年2月

新潟市包括外部監査人 神代 勲

第1. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査テーマ

子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行及び管理の状況

(2) 監査対象年度

原則として平成30年度を対象として、必要に応じて他の年度も対象とした。

(3) 監查対象部局

こども未来部

ただし、必要に応じて関連事務を行うその他の課等も対象とした。

3. 特定の事件を選定した理由

平成31年4月に総務省が公表した人口推計によると、平成30年10月1日現在、日本の総人口は1億2644万3千人で、前年に比べ26万3千人の減少と8年連続で減少した。特に15歳未満人口は1,541万5千人で前年に比べ17万8千人の減少となり、総人口に対する構成割合は12.2%と過去最低となった。

人口減少・少子化の急速な進行は、若年労働者の減少による社会活力の低下、社会保障費用の個人負担増大、地域社会の変容など、社会経済システムに影響を与える重要な問題である。国は一人ひとりの子どもがすこやかに成長することができる社会の実現を目指し、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を成立させ、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートしている。

このような状況のなか、新潟市では、「子ども・家庭・地域に笑顔があふれるまち にいがた」を基本理念として、新潟市子ども・子育て支援事業計画「新・すこやか未来アクションプラン」を策定し、子育て支援に関する基本的な方向性や幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容などを示し、様々な取組を行っている。 さらに平成 29 年度には、福祉部からこども関連部門を独立させ、「こども未来部」を新設し、子ども・子育て支援の取組の強化を図っている。

子ども・子育て支援に関する取組は、将来の地域社会の活力につながる重要な未来への 投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであることから、子ども・子育て 支援事業に係る財務事務の執行及び管理が、適法かつ適切に行われているかどうかにつ いて包括外部監査人の立場から検討を加えることは、市民にとって非常に意義のあるこ とと考え、特定の事件として選定した。

4. 監査の着眼点

以下の項目について、子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行及び管理が法令、 条例及び規則等に準拠して適切に行われているか、経済性、効率性及び有効性が確保され ているかを監査する。

- 事業計画及び事業評価
- 債権管理及び徴収
- 財産管理及び物品管理
- 入札及び契約
- 人件費の管理
- 情報システム

5. 包括外部監査の方法

関連部署の責任者及び担当者に対してヒアリングを行うとともに、関連文書を閲覧した。 また、必要に応じて運用現場の視察を行った。

6. 包括外部監査の実施期間

令和元年6月1日から令和2年1月31日まで

7. 包括外部監査人並びに補助者の氏名及び資格

包括外部監査人	神代	勲	公認会計士
補助者	齋藤	康宏	公認会計士
補助者	五十崖	1. 隆敏	公認会計士
補助者	渡部	政記	公認会計士
補助者	猪股	嶺	公認会計士
補助者	安藤	武	公認会計士
補助者	岩崎	竜也	公認会計士
補助者	赤塚	弘晃	公認会計士
補助者	高橋	聡	公認会計士
補助者	樋口	翔子	

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9. その他

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第2. 監査対象の概要

- 1. 子ども・子育てを取り巻く環境及び国の政策
 - (1) 子ども・子育てを取り巻く環境

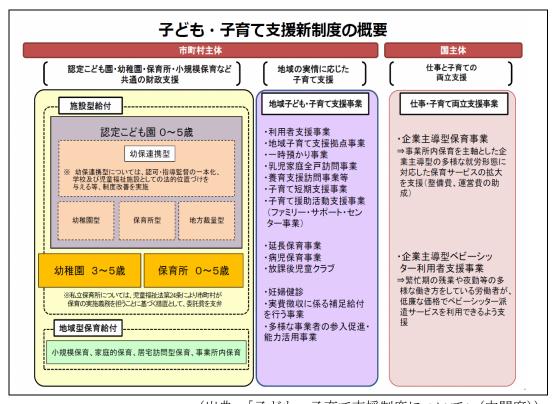
わが国は、人口減少・少子化の急速な進行により、若年労働者の減少による社会活力 の低下、社会保障費用の個人負担増大、地域社会の変容など、社会経済システムに影響 を与える重要な問題を抱える。

少子化の背景には、未婚化・晩婚化の進展や夫婦の出生力の低下のほか、子育てをめ ぐる環境変化や多子を持つことによる経済的負担の増加等に対する不安など、子ども・ 子育てに関連した様々な課題がある。

(2) 子ども・子育て支援新制度

① 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育てに関連した様々な課題を解決するため、平成24年8月に「こども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「子ども・子育て関連3法」という。)が成立し、子ども・子育て支援新制度が開始された。



(出典:「子ども・子育て支援制度について」(内閣府))

子ども・子育て支援新制度の主なポイントは以下の3つである。

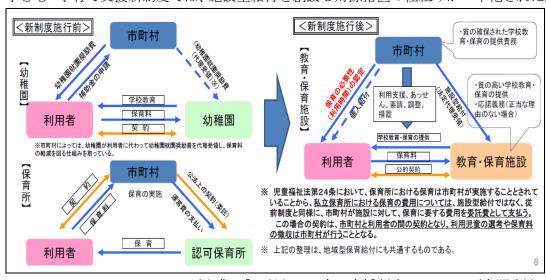
- 施設型給付及び地域型保育給付の創設
- 認定こども園制度の改善
- 地域子ども・子育て支援事業の充実

② 施設型給付及び地域型保育給付の創設

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育を利用する子どもを3つの認定区分に分け、それごとに施設型給付等が行われることとなった。

	認定区分			
		なる施設・事業		
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2	幼稚園		
	号認定子ども以外のもの	認定こども園		
2 号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保	保育所		
	護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める	認定こども園		
	事由により家庭において必要な保育を受けるこ			
	とが困難であるもの			
3 号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保	保育所		
	護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める	認定こども園		
	事由により家庭において必要な保育を受けるこ	小規模保育等		
	とが困難であるもの			

従来は、認定こども園、幼稚園、保育所の施設ごとに異なる財源が措置されていたが、 子ども・子育て支援新制度では、施設型給付を創設し財源措置の仕組みが一本化された。



(出典:「子ども・子育て支援制度について」(内閣府))

また、小規模保育(定員6人以上9人以下)、家庭的保育(5人以下)、居宅訪問型保育(子どもの居宅において保育を行う)、事業所内保育(従業員の子どものほか地域の子どもの保育を行う)の4つの事業については地域型保育給付による財源措置の対象となった。

③ 認定こども園制度の改善

平成18年度にスタートした認定こども園制度は、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型に分かれており、幼保連携型では幼稚園部分と保育所部分でそれぞれ認可を受けなければ設置できないといった二重行政の問題が指摘されていた。子ども・子育て支援新制度ではこの課題を解決するため、幼保連携型認定こども園を学校及び児童福祉施設としての法的位置付けをもつ単一の施設に改め、認可・指導監督が一本化された。

財源措置についても、前述のとおり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型すべてが施設型給付に一本化された。

④ 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条に基づき、市町村は子ども・子育て支援事業計画に従い、以下の事業を実施することとされた。

国及び都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、市 町村に交付金を交付することができる。

①利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤•養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートスティ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトスティ事業))

⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該 援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

9延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

①放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

②実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

③多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

(出典:「子ども・子育て支援制度について」(内閣府))

2. 新潟市における子ども・子育てを取り巻く環境

(1) 新潟市の人口推移及び世帯数の推移

新潟市の人口は平成 17 年以降減少傾向に転じ、令和 12 年には約 77 万人まで減少すると見込まれている。特に年少人口は一貫して減少傾向にあり、今後も少子化が進行することが見込まれている。

(単位:人)

		実績値			推計値		
	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12
合計	808, 969	813, 847	811, 901	810, 157	803, 157	788, 987	769, 821
年少人口	118, 109	109, 251	103, 346	98, 367	94, 239	88, 654	83, 377
生産年齢人口	544, 300	534, 104	516, 311	488, 815	469, 788	453, 594	435, 552
老年人口	144, 179	166, 995	187, 371	217, 107	239, 130	246, 739	250, 892

※: 年少人口: 0 から 14 歳、 生産年齢人口: 15~64 歳、老年人口: 65 歳以上

(出典:新潟市提供資料)

一方、世帯数総数は年々増加傾向にある。核家族化の影響により一般世帯の1世帯当たりの人員は減少傾向にある。

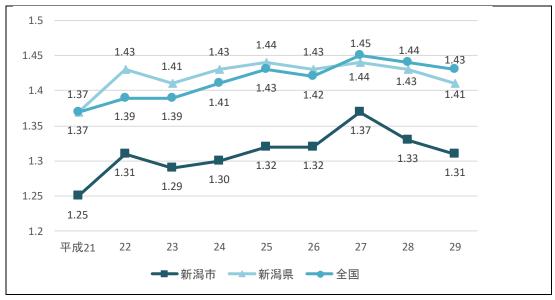
(単位:人)

	H12	H17	H22	H27
世帯数総数	283, 793	300, 139	312, 533	321, 511
一般世帯の1世帯当たりの人員	2.8	2. 7	2.6	2. 5

(2) 新潟市における少子化の動向

新潟市の平成29年の合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に産むと推定される子どもの数)は1.31であり、全国・新潟県の合計特殊出生率よりも平均的に約0.1ポイント下回る水準で推移している。

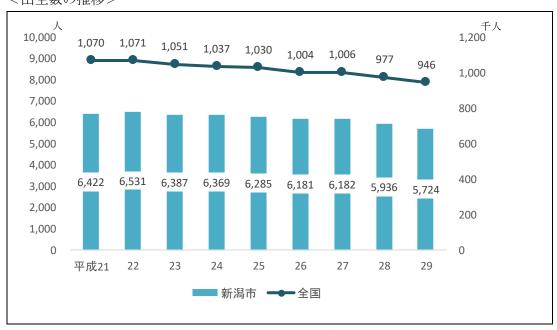
<合計特殊出生率の推移>



(出典:新潟市提供資料を基に包括外部監査人が作成)

また、出生数は一貫して減少傾向にあり、平成29年は5,724人で過去最低となっている。

<出生数の推移>



(出典:新潟市提供資料を基に包括外部監査人が作成)

(3) 子どもがいる世帯の共働き率

平成 27 年度における子どもがいる世帯の共働き率は、全ての政令指定都市で平成 22 年度から増加している。また、平成 27 年度の新潟市における子どもがいる世帯の共働き率は 59.5%となっており、政令指定都市で最も高い水準となっている。

(単位:%)

	H22	H27		H22	H27
新潟市	55. 7	59. 5	さいたま市	44. 1	47. 7
浜松市	52. 6	56. 6	仙台市	43. 5	48. 6
静岡市	52. 2	55. 2	千葉市	43. 0	47. 3
岡山市	50. 1	55. 3	大阪市	43. 0	45. 9
広島市	49. 7	53. 6	神戸市	42. 1	46. 7
京都市	47.8	51.6	横浜市	41.8	46. 0
名古屋市	47. 2	50.6	札幌市	41.6	44.8
北九州市	46. 0	49. 4	堺市	41. 2	46. 7
福岡市	45. 5	48. 6	川崎市	40. 7	47. 6
相模原市	45. 2	48.3			

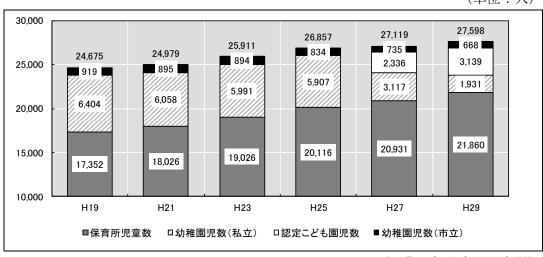
(出典:新潟市提供資料)

(4) 新潟市における子どもの数の推移

① 保育所、幼稚園の児童数の推移

年少人口は減少しているが、核家族化の進行や共働き世帯の増加に伴い、保育所児童数は増加傾向にある。また、平成27年の子ども・子育て支援新制度施行により一部の幼稚園が認定こども園に移行したことに伴い、幼稚園児数が減少し認定こども園児数が増加している。

(単位:人)

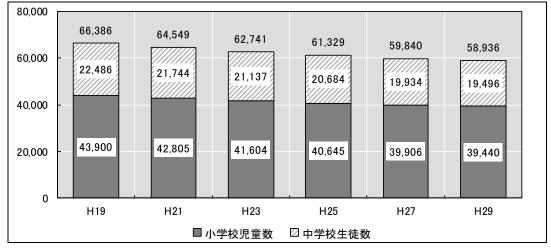


② 小・中学校の児童・生徒数の推移と放課後児童クラブの利用人数の推移

少子化の進行に伴い、小学校・中学校の児童・生徒数は減少傾向にあるが、核家族化の進行や共働き世帯の増加に伴い、放課後児童クラブの利用人数は増加している。放課後児童クラブの利用状況は1年生から3年生の利用が多くを占めているが、近年は4年生以上の利用も増加傾向にある。

<小学校、中学校の児童・生徒数の推移>

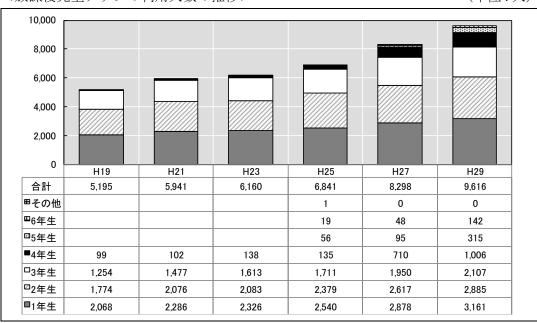




(出典:新潟市提供資料)

<放課後児童クラブの利用人数の推移>

(単位:人)

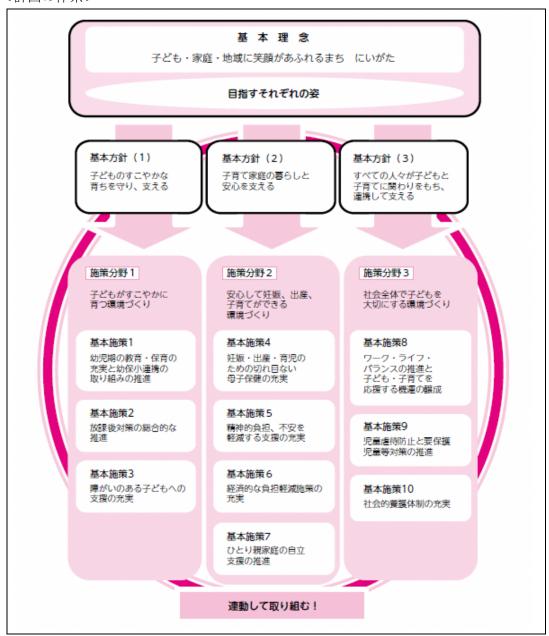


3. 新潟市の子ども・子育て支援事業の概要

(1)「新・すこやか未来アクションプラン」の概要

新潟市では、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として、平成 27 年度から平成 31 年度を計画期間とする「新・すこやか未来アクションプラン」を策定している。「新・すこやか未来アクションプラン」は新潟市総合計画である「にいがた未来ビジョン」の分野別計画として位置付けられた子ども・子育て支援に関する総合計画である。

<計画の体系>



(出典:「新・すこやか未来アクションプラン」(新潟市))

(2) 新潟市における待機児童対策

新潟市では、保育施設の待機児童(国定義)はゼロを達成しているが、低年齢児(0・1歳)を中心に希望する園に入園できない児童が一定数存在しており、子育てと仕事を両立したいという保育ニーズに対応するため、国が定義する待機児童よりも厳しい基準を独自に設定している。

国定義	申込みをしたが、入園していない児童数(未決定者)のうち、一				
	定要件に当てはまる者を除いた数。				
	〔除外要件〕求職活動を中止、保護者の私的な理由(特定園希望な				
	ど)、育児休業中				
市基準	未決定者に加え、第5希望までの園に入園できなかった(第6希望				
	以降で決定した)児童数				

<保育施設の待機児童>

(単位:人)

	国定義	未決定者	市基準
平成 29 年 4 月	2	107	165
平成 30 年 4 月	0	94	214

(出典:新潟市提供資料)

また、少子化が進行する中、女性の社会進出や共働き世帯の増加、幼保無償化等の影響などによって、今後は子育てと仕事を両立するための保育ニーズが更に増加すると見込まれており、保育ニーズに適切かつ持続的に対応していくことが課題となっている。

一方で、新潟市には市立の保育施設は平成30年4月時点で87施設あるが、多くの施設で老朽化や狭あい化が進み、安心して子どもを保育できる環境の確保が課題となっている。

上記以外にも新潟市における保育の現状と課題を市は以下のように整理している。

市の責務	現状と課題 (主なもの)
量の確保	・地域により待機児童、定員割れが発生(需給のアンバランス)
	・低年齢(0・1 歳)からの入園児童数の増加
質の確保	・施設の老朽化の進行(木造築 40 年以上:市立 17 施設)
	・保育士の不足 ・正職率の低下(市立) など
多様なサービス	・休日、夜間のニーズに応えきれていない
の提供	・病児保育施設のない地域がある
持続可能性	・市の厳しい財政状況
	・幼保無償化などによる将来予測が困難

(出典:新潟市立保育園配置計画)

これらの課題に適切に対応するため、新潟市では市立保育園の役割やあり方を改めて明確化し、民間の力を活用したうえで、市立保育園の適正配置を計画的に進めるため「新潟市立保育園配置計画」を平成30年10月に策定した。

「新潟市立保育園配置計画」では適正配置の方向性、市立保育園の役割、施設の対応方針、適正配置に向けた全体像の計画を示している。同計画では、市立保育園を民営化や統廃合により短期・中期でそれぞれ10園程度減少させ、概ね20年後には計画策定時点の半数程度とすることを目標としている。

<施設の最適化のイメージ>

11年前 理状 5年後 10年後 20年後~ 2018.4 2023.4 就学前児童数 速少 減少 40.054 减少 36.491 増加(ピークの場合) 維持 减少? 17,352 うち0~2歳児 5,047 9,049 増加(ピークの場合) 維持 减少? 定員数 市立 8,235 減少 減少 私立 増加 增加 維持? 20,294 計 17,500 28,529 増加(ビークの場合) 維持 減少 保育園・こども園 保育園・こども園 保育園・こども園 保育園・こども園 (△10程度) 保育園 (△10程度) ち基幹園 87 (△B) うち基幹園 95 保育團 保育園・こども園 地域型 保育園・こども園 保育園・こども園 地域型 102 保育園・こども園 地域型 私立 159 (+57) 地域型15 子育で安心プラン(~2020.3) 次期アクションブラン (2020/4~2025.3) 新潟市保育園再編基本・実施計器(2007.4~2015.3) 新・すこやか未来アクションブラン(2015.4~2020.3)

(出典:新潟市立保育園配置計画)

4. 監査対象部局の概要

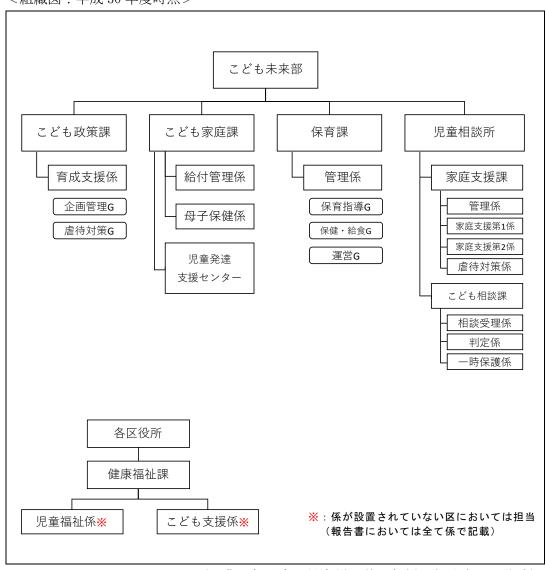
(1) 監査対象部局の概要

組織

監査対象部局であるこども未来部は、こども政策課、こども家庭課、保育課、児童相談所の4つから構成されている。こども未来部は平成29年度に子ども・子育て支援の取組強化を図るため、平成29年度に福祉部から独立させた新設の部である。

なお、福祉全般にかかる市民との窓口として各区役所の健康福祉課が設置されており、このうち、子ども・子育て支援事業等を実施している児童福祉係、こども支援係についても監査対象とした。

<組織図:平成30年度時点>



(出典:新潟市提供資料を基に包括外部監査人が作成)

② 事務分掌

監査対象部局の各課の事務分掌は以下のとおりである。

<こども政策課>

へことも以来 株/	
係名	事務分掌
企画管理グループ	/ 部の事務事業の総合調整に関する事項
	/ 部の予算及び決算の総括に関する事項
	/ 子ども・子育て支援に関する総合的な施策の企画及び調整
	に関する事項
	/ 子ども・子育て会議に関する事項
	/ 部の他の課及び機関の所管に属しない事項
虐待対策グループ	/ 児童福祉施設の整備計画に関する事項(こども家庭課、保
	育課及び福祉部障がい福祉課の所管するものを除く。)
	/ 児童福祉施設の認可に関する事項(こども家庭課,保育課
	及び福祉部障がい福祉課の所管するものを除く。)
	/ 子どもに関する相談の総括に関する事項
	/ 児童虐待防止対策及び要保護児童等対策の総括に関する
	事項
	/ 乳児院の管理及び運営に関する事項
	子育て短期支援事業に関する事項
	/ 養育支援訪問事業に関する事項
育成支援係	/ 児童厚生施設等の総括に関する事項
	/ こども創造センターに関する事項
	/ 放課後児童健全育成に関する事項
	/ 私学振興に関する事項(保育課の所管するものを除く。)
	/ ファミリー・サポート・センター事業に関する事項
	/ にいがたっ子すこやかパスポート事業に関する事項

<こども家庭課>

係名		事務分掌
給付管理係	✓	児童手当及び児童扶養手当に係る事務の総括に関する事
		項
	✓	妊産婦医療費,こども医療費及びひとり親家庭等医療費の
		助成に係る事務の総括に関する事項
	✓	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業
		に係る事務の総括その他ひとり親家庭等の支援に係る事
		務の総括に関する事項

係名		事務分掌
	✓	母子生活支援施設及び助産施設の入所等に係る事務の総
		括に関する事項
	✓	母子生活支援施設の管理及び運営に関する事項
	✓	児童発達支援センターに関する事項
	✓	児童の発達支援に関する事項(医師による発達相談に関す
		る事務を除く。)
母子保健係	✓	母子保健の総括に関する事項
	✓	療育医療に関する事項
	✓	養育医療に関する事項
	✓	自立支援医療(育成医療に限る。)に関する事項
	✓	小児慢性特定疾病に関する事項
	✓	新潟市小児慢性特定疾病審査会に関する事項
	✓	特定不妊治療等に関する事項
	✓	先天性代謝異常等の検査に関する事項
	✓	医師による発達相談に関する事項
	✓	上記のほか、母子保健に関する事項

<保育課>

係名		事務分掌
保育指導グループ	✓	教育・保育施設及び地域型保育事業(市立幼稚園を除く。
		以下「保育園等」という。) の保育指導の総括に関する事項
	✓	保育園等の職員研修に関する事項
保健・給食グルー	✓	保育園等に係る給食の総括に関する事項
プ	✓	保育園等に係る保健衛生の総括に関する事項
運営グループ	✓	保育料の総括に関する事項
	✓	保育園等への給付及び助成に関する事項(監査及び運営指
		導(福祉監査課の所管するものを除く。) を含む。)
	✓	私学振興 (幼稚園及び認定こども園に限る。) に関する事項
	✓	認可外保育施設に関する事項
	✓	地域の子育て支援等に関する事項(新潟市民病院の所管す
		るものを除く。)
管理係	✓	保育施策の企画、調査及び連絡調整に関する事項
	✓	保育園等の施設整備に関する事項
	✓	保育園等の認可に関する事項

<児童相談所家庭支援課>

係名		事務分掌
管理係	✓	里親制度に関する事項(他の係の所管に属するものを除
		<∘)
	✓	他の係の所管に属さない事項
家庭支援第 1 係、	✓	児童に関する相談のうち、専門的な知識又は技術を必要と
第2係		するものに関する事項(他の係の所管に属するものを除
		< ₀)
	✓	児童等の援助に関する事項(他の係の所管に属するものを
		除く。)
	✓	児童の措置に関する事項
	✓	児童相談に関する研究、研修等に関する事項
	✓	児童相談に関する調査統計に関する事項
	✓	措置費用の徴収に関する事項
虐待対策係	✓	児童に関する相談のうち、専門的な知識や技術を必要とす
		るものに関する事項(他の係の所管に属するものを除く。)
	✓	児童等の援助に関する事項(他の係の所管に属するものを
		除く。)
	✓	児童虐待の対応に関する事項

<児童相談所こども相談課>

▽ 汽車作政庁 ここで作政味/						
係名	事務分掌					
相談受理係	✔ 児童に関する相談のうち、専門的な知識や技術を必要とす					
	るものに関する事項(他の係の所管に属するものを除く。)					
	✔ 児童等についての調査並びに医学的及び社会学的判定に					
	関する事項					
	✔ 児童の精神医学的治療に関する事項					
	✔ 児童等の援助に関する事項(他の係の所管に属するものを					
	除く。)					
	✔ 療育手帳の判定に関する事項					
	✔ 障がい児入所給付費の支給の決定及び入所受給者証の交					
	付に関する事項					
	✔ 障がい児入所医療費の支給に係る受給者証の交付に関す					
	る事項					
判定係	✔ 児童に関する相談のうち、専門的な知識や技術を必要とす					
	るものに関する事項(他の係の所管に属するものを除く。)					

係名	事務分掌
	✔ 児童等についての医学的及び心理学的判定に関する事項
	✔ 児童の心理学的及び精神医学的治療に関する事項
	✓ 児童等の援助に関する事項(他の係の所管に属するものを
	除く。)
	✔ 療育手帳の判定に関する事項
一時保護係	✔ 児童に関する相談のうち、専門的な知識や技術を必要とす
	るものに関する事項(他の係の所管に属するものを除く。)
	✓ 児童等の援助に関する事項(他の係の所管に属するものを
	除く。)
	✓ 児童の一時保護に関する事項

<区役所健康福祉課>

人区仅別健康価性課。	
係名	事務分掌
児童福祉係	✔ 子どもに関する施策の企画、立案及び実施に関する事項
	✔ 市立保育園の管理及び運営に関する事項
	✔ 教育・保育施設及び地域型保育事業(幼稚園を除く,以下
	「保育園等」という。) の運営指導に関する事項
	✓ 保育園等に係る保健衛生に関する事項
	✓ 保育園等の入退園に関する事項
	✓ 保育料の賦課,収納及び徴収に関する事項
	✔ 児童手当及び児童扶養手当の認定,支給に関する事項
	✔ 妊産婦医療費助成,こども医療費助成及びひとり親家庭等
	医療費助成に関する事項
	✓ 私立保育園等の運営及び助成に関する事項
こども支援係	✔ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による助産施設,
	母子生活支援施設(市外施設を除く。)への入所の承諾又は
	解除に関する事項(保育園及び認定こども園を除く。)
	✔ 母子福祉資金,父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け及
	び償還その他ひとり親家庭の福祉に関する事項
	✓ 放課後児童健全育成に関する事項
	✓ 児童虐待防止対策及び要保護児童等対策に関する事項
	✔ 児童福祉施設の整備計画に関する事項
	✔ 女性相談に関する事項

(2) 施設の概要

① 保育所、認定こども園及び幼稚園

平成30年4月1日時点の新潟市内の保育所、認定こども園及び幼稚園の設置数は以下のとおりである。市立保育園等は全体の33.7%となっている。

<保育所、認定こども園及び幼稚園の設置数>

	市立			私立				県立	合計
	保育所	こども園	幼稚園	保育所	こども園	地域型	幼稚園	幼稚園	
北区	12			7	6		3		28
東区	10		1	18	12	4	1	1	47
中央区	13		1	21	18	5	7		65
江南区	13			13	4	1			31
秋葉区	5		7	10	3	1	1		27
南区	12			3	1		1		17
西区	11		1	19	16	4	1		52
西蒲区	10	1		7	1		2		21
小計	86	1	10	98	61	15	16	1	288
合計	97			190			1	288	
割合	33. 7%			66. 0%			0.3%	100.0%	

(出典:新潟市提供資料)

② 放課後児童クラブ

平成30年4月1日時点の新潟市内の放課後児童クラブの設置数は以下のとおりである。新潟市の放課後児童クラブは公設民営の形態が多く、公設民営の放課後児童クラブを「ひまわりクラブ」という。

<放課後児童クラブの設置数>

	公設	民営	民設民営 (委託)		民設民営(補助)		合計	
	クラブ数	施設数	クラブ数	施設数	クラブ数	施設数	クラブ数	施設数
北区	7	10			2	2	9	12
東区	12	22			5	5	17	27
中央区	17	32			2	2	19	34
江南区	10	17					10	17
秋葉区	5	7	5	6	1	1	11	14
南区	5	6	2	2	2	2	9	10
西区	14	26	1	1	4	4	19	31
西蒲区	12	13			1	1	13	14
小計	82	133	8	9	17	17	107	159

(3) こども未来部の事業費

こども未来部の各課の一般会計の歳出額は以下のとおり、年々増加傾向にあり、平成30年度には約481億円となっている。

また、新潟市の一般会計歳出額全体に占めるこども未来部の歳出額は平成 30 年度で 12.7%と新潟市全体でも大きな割合を占めており、子ども・子育て支援事業の重要性が 増していることが伺える。

<こども未来部各課の一般会計歳出額の推移>

(単位:百万円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
こども政策課	2, 100	2, 739	3, 046
こども家庭課	18, 554	18, 245	17, 982
保育課	24, 379	25, 507	26, 249
児童相談所	849	858	869
こども未来部合計	45, 883	47, 351	48, 147
一般会計歳出額	353, 820	403, 582	379, 276
一般会計に占める割合	13.0%	11.7%	12.7%

第3. 包括外部監査の結果及び意見

I. 結果及び意見の概要

1. 結果及び意見に関する総論

本包括外部監査では、こども未来部の各課(こども政策課、こども家庭課、保育課、児童相談所)と各区役所健康福祉課の事務事業や関連する情報システム等について、財務事務の執行及び管理が法令、条例及び規則等に準拠しているか、また、経済性、効率性及び有効性が確保されているかという観点から監査を行った。

監査の結果、「2. 指摘及び意見の要約」に記載したとおり複数の指摘・意見が発見された。全体的な傾向としては、近年子ども・子育て支援関連施策の拡大に伴い年々業務量が増加していくなかで、適正人員が十分に確保できず、本来実施すべき財務事務の執行及び管理が十分に実施できていないことに起因するものが多い。

令和元年10月より幼保無償化がスタートしており、今後も子ども・子育て支援に関する施策は増加するものと見込まれるため、抜本的に業務の効率化を図っていかなければ、業務量は増加し続けていくものと思慮される。そのために、まずは適正な人員体制を構築し、手作業で行っている反復的な単純作業に ICT (Information and Communication Technology) を有効活用し、業務の効率化を図れないか検討していくことが望まれる。

限られた時間の中で予定した調査を実施できたことは、新潟市の担当者の方々の協力があったからこそであり、これについて心より感謝を申し上げたい。

2. 指摘及び意見の要約

包括外部監査の過程で発見された個別検出事項を「指摘」と「意見」に分けて記載している。

なお、「指摘」と「意見」の根拠法令と包括外部監査における監査上の判断基準は、以下のとおりである。

区分	根拠法令	監査上の判断基準
指摘	監査の結果(地方自治法	合規性(適法性と正当性)への違反となるもの。
	第252条の37第5項)	すなわち、違法行為及び不当行為がこれにあたる。
		(違法行為及び不当行為の説明は下記に記載)
意見	監査の結果に添えて提	3 E (経済性、効率性、有効性)の観点から、包括
	出する意見(地方自治法	外部監査人が記載することが適当と判断したも
	第252条の38第2項)	の。

<違法行為と不当行為の補足説明>

	違法行為	不当行為					
法	令、条例、規則等の形式的な違反あり。	法令、条例、規則等の形式的な違反なし。					
法	令等の実質的な違反がある場合	法令等の実質的な違反とは言えないが、					
1	裁量権の逸脱あるいは濫用	① 行為の目的が、その法令等の予定する					
2	行為の程度が法令等の予定している	ものとは別のものである。					
	程度を超えている場合で、客観的にみ	② 法令等の運用の仕方が不十分である、					
	て社会通念上、著しく適切を欠いた場	あるいは不適切である。					
	合に限って違法とされる	③ 社会通念上、適切でないもの					
< =	事例>	<事例>					
1	作為に基づく法令違反 (不正)	① 通常の時価よりも著しく高い価格で					
2	法令等の解釈・適用の誤りに基づく	の物品購入					
	もの (誤謬)	② 公益性はあるが必要以上に多額な支					
		出					

(出典:「地方公共団体の外部監査に関するQ&A」(日本公認会計士協会))

<指摘及び意見の要約一覧表>

項目	区分	指摘又は意見の内容			
Ⅱ こども政策課					
2. 子ども・子育て	2. 子ども・子育て支援に関する計画				
「新・すこやか未	意見1	新潟市では子ども・子育て支援事業計画である「新・す			
来アクションプ		こやか未来アクションプラン」と子どもの貧困対策を推			
ラン」と「こども		進するための計画である「こどもの未来応援プラン」を			
の未来応援プラ		それぞれ策定・推進している。しかし、関連する事業の			
ン」に係る事務の		多くは重複しており、2 つの計画を分けて策定・推進す			
重複について		る必要性が乏しく、計画策定・推進に係る事務の効率性			
		に鑑み、計画を統合することを検討することが望まれる。			
子ども・子育て支	意見 2	「新・すこやか未来アクションプラン」において、基本			
援事業の評価に		施策ごとに 20 の成果指標が設定されているが、成果指標			
ついて		を達成するための事務事業には活動指標が設定されてい			
		ない。これにより、事業評価には担当者の主観が多く介			
		在し、客観性が担保されていない。適切な事業評価を行			
		えるように指標及び目標値を設定することが望まれる。			
3. こども創造セン	/ター管理道	重営事業			
備品管理につい	意見 3	こども創造センターの指定管理者が管理する備品につい			
て		て、一部所在不明のものがあり、備品台帳と現物(備品)			
		が一致していないものがあった。			
		指定管理者の管理する備品は直接的に市の財産ではない			
		が、指定管理期間終了時には市又は新たな指定管理者に			
		引き継がなければならないものであるため、指定管理者			
		に定期的な現物確認を実施させるなど、備品を適切に管			
		理・保全される体制を構築するように指導することが望			
		まれる。			
契約事務につい	指摘 1	こども創造センターに係る年度協定書の別紙に記載され			
て		ている管理すべき備品リスト(管理施設及び管理物件一			
		覧表)が実態と一致していないため、実態に合わせた記			
		載にすべきである。			
4. 乳児院管理運営	費				
備品管理につい	意見 4	指定管理者が管理する備品について、備品に貼られたシ			
て		ールに備品台帳の管理番号が記載されておらず、備品台			
		帳と現物の照合が困難なものがあった。また、定期的に			
		現物確認を行うルールが整備されていないため、市は指			

項目	区分	指摘又は意見の内容
		定管理者に備品シールへの管理番号の記載や定期的な現
		物確認のルールを整備するように指導することが望まれ
		る。
	意見 5	乳児院の備品管理について、指定管理者の管理する備品
		と消耗品の区分が適切でなかった。新潟市は指定管理者
		に対して備品と消耗品の判定ルールを明確化するよう指
		導することが望まれる。
5. 児童館・児童セ	ンター	
児童館・児童セン	意見 6	児童館・児童センターが偏在していることは公平性の観
ターの配置基準		点からも問題があるため、新潟市として児童館・児童セ
及び運営方針の		ンターの配置基準や設置方針について検討することが望
見直しについて		ましい。
	意見 7	新潟市内にある児童館・児童センターの多くは指定管理
		者により管理運営が行われているが、中央区の新潟市児
		童センター、西区の坂井輪児童館は新潟市が直営で運営
		している。新潟市では児童館・児童センターの運営方針
		について検討を行うことが望ましい。
備品管理につい	指摘 2	実地調査した児童館(市直営)において、備品番号票が
て		貼付されていない備品があり、備品台帳と現物の照合が
		困難な状態にあった。定期的に実施されている現物確認
		の際に備品番号票の貼付も確認すべきである。
	意見 8	実地調査した児童センター(指定管理)において、指定
		管理者の管理する備品と消耗品の区分が適切でなかっ
		た。新潟市は指定管理者に対して備品と消耗品の判定ル
		ールを明確化するよう指導することが望まれる。
	意見 9	備品台帳に管理番号の記載がなく、現物にシールの貼付
		もないため、備品台帳と現物の照合が困難な状態にあっ
		た。また、定期的に現物確認を行うルールが整備されて
		いないため、市は指定管理者に備品台帳の管理番号の設
		定、備品シールへの管理番号の記載や定期的な現物確認
		のルールを整備するように指導することが望まれる。
6. 放課後児童健全	全育成事業	
安全管理につい	指摘 3	施設の安全点検について指定管理者の交替に伴う引き継
7		ぎが十分でなかった。指定管理者の交替に伴う引継事項
		について重要事項が漏れないよう、市として引継項目リ

項目	区分	指摘又は意見の内容	
		ストを作成するなど対応を検討する必要がある。	
	指摘 4	指定管理者が交替した場合には、基本協定書において業	
		務の引き継ぎが求められている。現状、引継項目は指定	
		管理者に任せているが、引継項目を網羅したチェックリ	
		ストを作成し、指定管理者に適切に引き継ぎが行われた	
		ことを報告してもらう等、適切な引き継ぎが行われる仕	
		組みを構築する必要がある。	
設備の基準につ	意見 10	「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準	
いて		に関する条例」において設備の基準(面積基準)を設定	
		しており、専用区画の面積は、児童1人につきおおむね	
		1.65 ㎡以上と規定されているが、平成30年5月1日時	
		点で設備の基準を充足していないクラブが約 1/4 程度あ	
		るため、今後も継続して対応を図っていくことが望まれ	
		る。	
指定管理料の精	意見 11	指定管理料の精算にあたり、新潟市は予算額と実績額の	
算について		差額について指定管理者に差額原因の説明を求めること	
		や、追加の資料提出を求める等、予実差異の原因を把握	
		する必要があるとともに、指定管理者に対して適正な精	
		算書の作成を指導することが望ましい。	
	意見 12	新潟市では指定管理料について、特別な事情がある場合	
		を除き、返納は行われないこととされているが、「特別	
		な事情」に関して明確な規定がない。一方で、指定管理	
		料が返納されている事実もあるため、指定管理料の返納	
		の取扱に関するルールを明確化することが望ましい。	
	意見 13	ひまわりクラブの指定管理料に係る精算書の様式の見直	
		しが必要であり、指定管理料に余剰が生じている場合の	
Having to the second		対応についても精算書に記載することが望まれる。	
指定管理者と市	意見 14	指定管理者と市の関連部署(小学校や福祉関連部署)と	
の関連部署との		が継続的に連携できるよう対応を検討することが望まし	
連携について	,,	۱۱۰ ₀	
備品管理につい	指摘 5	指定管理者は備品を備品台帳に登録し適切に管理するこ	
て		とが求められているが、ひまわりクラブの管理に関する	
		基本協定書・年度協定書に備品の定義が記載されておら	
		ず、指定管理者が管理すべき備品の範囲が明らかでない。	
		そのため、基本協定書において指定管理者が管理すべき	

項目	区分	指摘又は意見の内容	
		備品の範囲を明確に記載すべきである。	
	意見 15	ひまわりクラブの指定管理者が管理する備品について、	
		 備品の管理状況を確認したところ、複数の問題点が発見	
		 された。指定管理者によって適切に備品の管理が行われ	
		 ないと間接的に市の資産が適切に保全されず、将来不要	
		 な支出に繋がる可能性があるため、指定管理者が適切な	
		 備品管理を行うように指導することが望まれる。	
Ⅲ こども家庭課	<u> </u>		
2. 児童手当			
児童手当事務マ	意見 16	新潟市では児童手当事務マニュアルが整備されている	
ニュアルの見直		が、実際に事務を遂行する上では不足する部分があるこ	
L		とから、各区役所健康福祉課では、区独自のマニュアル	
		を作成したり、引継書に基づき事務を遂行している。事	
		務の効果性・効率性の観点から、不足する部分について	
		も共通のマニュアルとして整備・運用することが望まれ	
		る。なお、用語集の追加やフローチャートの改善を図る	
		ことによりマニュアルの使用性や再現性を向上させるこ	
		とが重要である。	
事務処理の効率	意見 17	児童手当事務における定型的で単純な作業について、RPA	
性の向上		利用による時間削減効果を検証した上で本格導入を検討	
		することが望まれる。	
認定請求書の記	指摘 6	平成30年度の認定請求書綴りを閲覧した結果、区役所健	
載不備		康福祉課が記載すべき審査欄の記載が一部遺漏している	
		ものが発見された。審査欄に記載する、所得や扶養親族	
		及び児童の数、所得制限限度額は児童手当か特例給付か	
		の判定や児童手当の金額に影響する事項であることか	
		ら、担当職員のセルフチェックや別の職員によるダブル	
		チェックの実効性・効率性を確保するために、漏れなく	
		正確に記載すべきである。	
3. 児童扶養手当	I		
事例集・Q&A 集の	意見 18	複雑な児童扶養手当事務について、短期に知識を習得し、	
整備		不足する経験を補完するための仕組みづくりとして、事	
		務連絡文書の検索性の向上及び事例集や FAQ の整備を行	
		うことが望ましい。	
返納金の回収	意見 19	履行延期申請がなく、一括返納もない納付義務者に対し	

項目	区分	指摘又は意見の内容	
		ては、時効期間が経過する前に法的手段への移行を検討	
		すべきである。	
		履行延期申請し、分割返納の約束をしたが、その約束が	
		果たされていない納付義務者に対しては、その理由や所	
		得や資産状況、生活状況を確認した上で、分納計画の見	
		直しを行うことが望まれる。	
	意見 20	返納率が極めて低い未返納金については、あらためて所	
		得、資産状況、生活状況等を精査し、分割返納の計画見	
		直しを行うことが望まれる。	
4. 母子生活支援施	設		
経費支出額の合	指摘7	指定管理料と経費の支出決算額が同額であり、また、経	
理性		費の支出決算額は同予算額とも同額であった。異常な状	
		況であるが十分な調査は実施されていなかった。十分な	
		調査を実施した上で、それが合理的な理由によるものか	
		否かを慎重に検討すべきである。	
5. 母子父子寡婦福	a 祉資金貸付		
連帯保証人の審	意見 21	母子父子寡婦福祉資金貸付申請書に記載された情報等に	
査基準の未整備		もとづき、具体的にどのような基準で連帯保証人の償還	
		能力を審査するかといった目安や方針等を定め、これに	
		則して連帯保証人の償還能力を十分に審査した上で貸付	
		を決定すべきである。	
	指摘8	区役所健康福祉課にて平成 30 年度の母子父子寡婦福祉	
		資金貸付申請書綴りを閲覧したところ、連帯保証人の主	
		な資産・負債の箇所が空欄のものが発見された。連帯保	
		証人の償還能力を審査する上で重要な情報であるから、	
		記入漏れがある場合は適切に記入するように申請者又は	
		連帯保証人に依頼すべきである。	
自宅訪問による	意見 22	母子父子寡婦福祉資金貸付事業に係る遅延債権につい	
催告や法的手段		て、文書による催告や電話連絡による催告に応答がない	
の未実施		場合、自宅訪問による催告を実施することが考えられる	
		が、現状、自宅訪問による催告はほとんど実施できてい	
		ない。遅延債権の回収率を向上させるために、文書によ	
		る催告や電話連絡による催告に応答がない場合は、自宅	
		訪問による催告を実施することが望まれる。また、これ	
		らの催告をしてもなお、償還がなされない場合は、法的	

項目	区分	指摘又は意見の内容	
		手段への移行を検討する必要がある。	
時効が完成した	意見 23	時効が完成したが借主から時効の援用がない遅延債権に	
遅延債権の取扱		ついては、借主に援用の意思を確認する文書を送付し、	
V		援用の意思が確認できた場合又は返答がない場合は債権	
		を消滅させ、財政健全化と事務効率化を図ることが望ま	
		しい。	
債権管理体制の	意見 24	母子父子寡婦福祉資金貸付事業について、区役所健康福	
見直し		祉課が債権回収事務を担当しているが、十分な対応が図	
		れていないため、こども家庭課が中心となって、債権管	
		理体制の見直しを検討することが望ましい。なお、体制	
		の見直しにあたっては、弁護士や債権回収業者等の外部	
		専門家等の利用を検討することも一案である。	
IV 保育課			
2. 保育事業に係る	事務処理の	の状況	
「新潟市こども	指摘 9	「新潟市こども未来部に置く係の事務分掌要綱」に記載	
未来部に置く係		されているグループ名が更新されていなかったため、適	
の事務分掌要綱」		切に更新すべきである。	
の改訂漏れ			
指導・監査の実施	指摘 10	地域型保育事業に係る施設及び私立幼稚園に関して業務	
主体について		担当部署である保育課が指導監査も実施している。業務	
		担当部署である保育課が指導・監査の実施主体となるこ	
		とは自己監査となり、指導・監査の実効性が損なわれる	
		可能性が高いため、指導・監査の実施主体を見直すべき	
		である。	
保育課における	指摘 11	保育課において「新潟市職員の勤務時間,休暇等に関す	
労働環境の改善		る条例施行規則」で規定されている時間外労働時間の上	
について		限を超えている職員が5名いるため、早急に労働環境を	
		改善すべきである。	
	意見 25	幼児教育・保育に関する制度が目まぐるしく変わる環境	
		下において、保育課の業務は増加しており、職員には高	
		い専門性が求められる状況にあり、厳しい労務環境にあ	
		るため、適切な人員配置が望まれる。そのためには、幼	
		児教育・保育業務を担当する区役所健康福祉課や教育委	
		員会などの業務内容や業務の在り方についても合わせて	
		整理し、他市の状況なども勘案しながら、調査・検討・	

項目	区分	指摘又は意見の内容	
		見直しを行うとともに、業務の外部委託や業務効率化に	
		取り組むことが望ましい。	
保育事務に係る	意見 26	保育課及び各区役所健康福祉課において行われる保育事	
業務マニュアル		務について、正式な業務マニュアルが整備されていなか	
の整備について		った。保育事務に係る業務マニュアルを整備し、保育課	
		及び各区役所健康福祉課において、正式な業務マニュア	
		ルに基づき事務手続きが行われる体制を構築することが	
		望ましい。	
私立保育園等へ	意見 27	私立保育園等への運営費の支給額の決定に至るプロセス	
の運営費支給額		について、誤りを事前に防止、適時に発見するために、	
の適切性を担保		チェックリストの整備・運用、資料作成後の担当者以外	
する体制整備に		によるダブルチェックの義務化等の仕組みを構築するこ	
ついて		とが望ましい。	
区役所における	意見 28	膨大な時間を要する入所選考事務手続に AI や RPA を利	
入所選考手続プ		用し、現状の手作業を主体とした事務プロセスを可能な	
ロセスの見直し		限り自動化することで、職員の勤務時間を削減する効果	
について		が期待できることから、AI や RPA の導入を積極的に検討	
		することが望まれる。	
	意見 29	利用調整(マッチング)を各区役所で実施するよりも、	
		保育課で一括して実施した方が効率的であるため、AIや	
		RPA 導入検討と合わせて見直しを検討することが望まし	
		٧١°	
保育料の徴収プ	意見 30	新潟市では保育料の滞納額について、児童手当からの徴	
ロセスの見直し		収を行っていないが、同一の保育サービスの提供を受け	
について		ている市民の間の公平性の観点から、保育料の滞納者に	
		対して児童手当から保育料滞納額を徴収することを検討	
		することが望ましい。	
3. 保育所の運営状	況		
市立保育園の民	意見 31	新潟市では新潟市立保育園配置計画に従い、市立保育園	
営化の推進		の民営化を推進している。計画目標を達成するために、	
		統合・廃止する施設の選定、施設運営事業者の選定、統	
		合・廃止施設を利用している保護者への説明・同意等、	
		一定の時間を要する事項が多数存在するため、早期に具	
		体的なアクションプランに落とし込み、実行できる体制	
		構築が望まれる。	

項目	区分	指摘又は意見の内容
臨時職員に対す	意見 32	新潟市では保育士資格を有しない臨時職員が半数以上い
る研修体制		るが、最低限の知識を得るための集合研修等は行われて
		おらず、配属された保育園で園長や主任保育士が個別に
		研修を実施しており、現場の負担に繋がっていると考え
		る。そのため、保育士資格、保育経験がないものを採用
		する場合は配属前に最低限の知識を得るための集合研修
		や実務研修を受ける仕組みを構築することが望ましい。
		また、採用後についても臨時職員が研修会に参加できる
		ような仕組みはないため、臨時職員も研修会に参加でき
		るような体制構築が望まれる。
保育園職員の勤	意見 33	保育園の職員について、日々の正確な出勤時間と退勤時
怠管理方法の見		間の管理・保存は行われておらず、事後的に客観的な出
直しについて		退勤時間を確認することはできない状況にある。トラブ
		ルの事前防止や、事務処理負担軽減の面からも、AI や RPA
		の導入により、出退勤時間を正確に記録・保存するとと
		もに、新潟市の人事給与システムと自動連携する仕組み
		を整備・運用することについて、積極的に検討すること
		が望ましい。
保育園児登園·退	意見 34	多くの市立保育園においては、園児の登園・退園の都度、
園時間の記録方		保護者が紙ベースの資料に記載する方式となっている。
法の見直しにつ		保育士の事務作業負担を軽減するためにも、タイムカー
いて		ド打刻機械の導入を早急に検討することが望ましい。
保育園遊具の専	意見 35	保育園の遊具について、定期的な専門家のチェックが行
門家による安全		われていなかった。保育園の遊具は日々園児が利用する
確認について		ものであり、遊具の安全性については最大限の注意が必
		要であるため、少なくとも年に1回は大型遊具について
		専門家の検査を受けることを正式なルールとして定める
		ような対応を検討することが望ましい。
保育園備品の定	指摘 12	保育園の備品について、定期的な現物確認、台帳の正確
期的な現物確認		性の確認が行われていなかった。市の財産の保全という
について		観点から少なくとも年に1回程度は備品の実在性を確認
		すべきである。
病児•病後児保育	意見 36	新潟市における病児・病後児保育施設数は9施設のみで
施設の拡充につ		あり、病児・病後児保育室の利用を希望しても受入れが
いて		できない場合が多く、保護者のニーズに十分に応えきれ

項目	区分	指摘又は意見の内容	
		ていないため、今後も引き続き病児・病後児保育施設の	
		整備を推進することが望まれる。なお、そのためには具	
		体的な施設整備計画を策定し、計画の実現に向けた具体	
		的な行動をとっていくことが必要と考える。	
V 児童相談所			
一時保護児童の	指摘 13	一時保護を実施する場合、児童の私物を預かることにな	
貴重品預りにお		るが、私物を預かるときと返却する際には「一時保護児	
けるサイン受領		童貴重品預票」にサインを受領する運用となっている。	
のルール		しかし、サインが無いものがあったり、サインを受領で	
		きない場合にどのように対応するかのルールが明確でな	
		いなど、運用が徹底されていない。「一時保護児童貴重品	
		預票」に係る運用について明確にルールを設定し、原則	
		としてサインを漏れなく受領するという運用を徹底すべ	
		きである。	
各種会議の開催	指摘 14	児童相談所においては、会議の位置づけや案件の見直し	
における運用方		に係る会議の開催方針について明確となっていない。「児	
針		童相談所運営指針」の趣旨を十分に斟酌したうえで、会	
		議の運営方針や案件の見直しに係る方針について運用上	
		のルール等を整備し運用することが必要である。	
	意見 37	児童相談所の会議の管理について、会議の開催が行われ	
		ているのか、一度検討されてからしばらく見直しがなさ	
		れていない案件がどれだけあるのかといった案件管理に	
		ついて、IT の活用や管理台帳の整備により高度化するこ	
		とが望ましい。	
各種会議録の保	指摘 15	新潟市児童相談所では、各種会議の議事録原本を綴りと	
存ルールの逸脱		して保管し、児童記録票綴りにはコピーを綴ることとさ	
		れているにもかかわらず、運用上は守られていなかった。	
		議事録の保管に係る重要性、業務上の議事録の利用状況、	
		業務上の効率性といった観点から、議事録の保管に係る	
		運用を見直してルールを整備し、運用を徹底することが	
		必要である。	
虐待対応に係る	指摘 16	虐待に係る通告を受理した場合に、緊急受理会議を開催	
会議等の記録		するほどの案件ではないと判断した案件について、会議	
		録には、緊急性が無いと判断するにあたって、通告から	
		どのような対応をとったのか、どのような判断がなされ	

項目	区分	指摘又は意見の内容
		たのかについては不明瞭なものがあった。虐待案件につ
		いては、緊急の対応が求められることが考えられるとと
		もに、その際の児童相談所の判断は非常に困難かつ重要
		であると考えられ、個人ではなく児童相談所としての判
		断が必要である。そのため、明らかに安全と判断される
		緊急性を要しないケースや緊急対応が求められ正式な会
		議としての開催が遅れることも想定されるが、その場合
		であっても、何時どのようなメンバーと協議し、どのよ
		うな判断を行い、どのような対応をとったのかは受理会
		議等に諮ったうえで、会議録において明確に記載すべき
		である。
業務の効率化に	意見 38	新潟市児童相談所においては各種議事録等のコピーが綴
向けた見直し		りとして綴じられているが、承認等が行われる前のドラ
		フトのコピーが綴じられていたり、実際の業務上は基本
		的に使用することが無かったりするなど、労力と資源の
		無駄になっていると考える。また、「指導経過記録」につ
		いては、必ずしも必要と考えられないような記録が膨大
		に記録されている一方で、記録すべき事項が記録されて
		いない。業務上使用していないコピーを取り、綴ってお
		くといった業務は非効率であり削減を検討すべきであ
		る。また、「指導経過記録」の個々の担当者に任せた運用
		では、記録の記載が大きな負担となっている一方で、本
		来残すべき記録が残っていないと考える。そのため、「指
		導経過記録」を含めた、記録の残し方についてルールを
		定め、有効かつ効率的な記載をするように検討すること
		が望ましい。
人員体制の見直	意見 39	児童相談所において、児童福祉に関する相談業務に携わ
L		る職員には、非常に高い専門性が求められることになる
		が、その専門性を確保・向上させるためには、単なる専
		門的な知識のみならず、個人及び組織における経験の蓄
		積が重要であると考える。しかし、新潟市児童相談所に
		おいては、5年を超える経験を有している職員は24%に
		過ぎない。児童相談所の職員に求められる専門性、専門
		性を担保するための経験を十分に考慮したうえで、子ど
		もの健全育成、子どもの権利擁護をその役割として、要

項目	区分	指摘又は意見の内容	
		保護児童やその保護者などに対して、必要十分な援助が	
		できるように、経験豊富な人員割合を増加させるなどの	
		対応が望ましい。	
業務分担の見直	意見 40	新潟市児童相談所において実施している事業の中に、児	
L		童自立支援施設事務委託事業があるが、事業の内容に係	
		る協議や意思決定にまったく関与していない新潟市児童	
		相談所が、事務手続と経費負担の承認だけを行っている	
		状況である。また、新潟市児童相談所の分掌事務には明	
		確に該当する項目が無く、実施している事務と事務分掌	
		とが整合していない状況となっている。新潟市児童相談	
		所において行われている事務と事務分掌とが乖離してい	
		るような状況は解消すべきであり、新潟市児童相談所が	
		行うべき業務は何かを整理したうえで、本来求められる	
		役割を事務分掌として定め、事務と事務分掌を整合させ	
		ることが必要と考える。	
VI 情報システム			
情報システム関	指摘 17	こども未来部の各システム所管課では、新潟市の情報シ	
連規程の周知に		ステム関連規程が網羅的に把握されていなかった。情報	
ついて		システム関連規程は、新潟市が情報システムを導入、管	
		理するにあたり必要なルールを規定したものであり、各	
		システムの担当者が遵守すべき事項であることから、ICT	
		政策課の主導のもと、周知を徹底すべきである。	
情報資産分類の	指摘 18	こども未来部の各システム所管課では、所管システムの	
整備について		「情報資産の分類」が台帳等により明確化されていない	
		課が散見された。新潟市においては「情報資産の分類」	
		に従ったセキュリティ対策が規定されていることから、	
		「情報資産の分類」について台帳等による管理を実施し、	
		また情報の陳腐化を防止するために定期的に台帳を更新	
		する手続きについて整備することで、各対象システムに	
		おける必要なセキュリティ基準について明確化を図るべ	
		きである。	
パスワードポリ	指摘 19	病児保育情報システムについて、パスワードポリシーの	
シーの設定につ		設定が行われていなかった。特に各医療機関に設置され	
いて		た端末では、保育課がパスワード管理状況、各医療機関	
		における職員の入れ替わりを日常的に把握することが困	

項目	区分	指摘又は意見の内容	
		難な環境であることから、パスワードポリシーをシステ	
		ム上に設定する等の不正アクセス防止策を検討すべきで	
		ある。	
情報システム使	指摘 20	児童相談所、及び、保育課で所管されている情報システ	
用者の登録状況		ムにおいて、使用者の登録状況の点検が定期的に実施さ	
の定期点検につ		れていなかった。本来停止すべき使用者のアカウントに	
いて		よる不正操作を防止するためにも、定期的な使用者の登	
		録状況の点検を実施すべきである。	
システム向け点	指摘 21	パスワードポリシーの設定、及び、情報システム使用者	
検項目について		の登録状況の定期点検の実施のいずれの指摘事項も、セ	
		キュリティ上の重要性が高い統制であることから、ICT	
		政策課は、「システム向け点検項目」への追加や回答方法	
		を工夫する等の対応を実施し、各所管課のシステム担当	
		者に遵守を促すよう対策を図るべきである。	
サーバ設置環境	指摘 22	こども政策課で所管されているひまわりクラブ利用料等	
について		管理システムは、システム設置室にサーバが設置されて	
		いるが、床に直接サーバが置かれており、地震等が発生	
		した場合等に簡単に倒れる可能性がある。耐震ラックや	
		機器固定ベルトによってサーバを固定する等の対策を図	
		るべきである。	
システム開発に	指摘 23	システム開発における重要な統制の一例には、「本番移	
おける本番移行		行の判定」が挙げられるが、複数のシステム(子ども・	
の審議について		子育て支援システム、病児保育情報システム、ひまわり	
		クラブ利用料等管理システム、母子福祉システム) にお	
		いて直近の開発案件について検証を実施したところ、情	
		報システムの本番移行の判定が実施されていない、また	
		は、判定結果が証跡として記録されていなかった。各所	
		管課の情報システム責任者は、本番移行の判定を実施し、	
		判定結果を証跡として記録すべきである。	
	意見 41	ICT 政策課においては、例えば、システムの性質(例とし	
		ては「情報資産の分類」)や開発規模に応じて、案件の完	
		了判定や本番移行の判定等の審議を実施するプロセスを	
		整備する等、本番移行の審議が適切に運用されるよう改	
		善策を検討し、対応することが望まれる。	
情報システム関	意見 42	「新潟市 ICT 業務実施にかかる開発基準書 (試行版)」及	

項目	区分	指摘又は意見の内容	
連規程(開発、運		び「新潟市 ICT 業務実施にかかる運用保守基準書(試行	
用保守) について		版)」においては特に各所管課における周知度、習熟度が	
		低い状況にあった。ICT 政策課による本規程の見直し作	
		業と併せて、システムの性質及び規模に応じた実施事項	
		を整理し、一覧化する等の対応により、各所管課のシス	
		テム担当者が実施事項を把握できるよう改善を図ること	
		が望まれる。	
システム障害の	指摘 24	各所管課では、各システムの外部委託業者から提出され	
対応内容のレビ		る障害対応の作業記録の保管にとどまり、責任者による	
ューについて		実施記録のレビューが実施されていない、又はレビュー	
		の実施証跡が記録されていない課が散見された。情報シ	
		ステムの利用者及び業務影響に対する最終的な責任は、	
		外部委託業者ではなく各所管課が負うものであり、各所	
		管課においては、障害対応の復旧手続き、再発防止策の	
		妥当性をレビューし、レビュー結果を証跡として記録す	
		る等により、障害を主体的に管理すべきである。	
	意見 43	ICT 政策課においては、障害管理における各所管課の役	
		割を明確にするためにも、例えば「システム向け点検項	
		目」等において、システム障害における責任者によるレ	
		ビューの実施状況を項目に追記する等の対応が望まれ	
		る。	

II. 終わりに

今回の包括外部監査は、「子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行及び管理の状況」をテーマに行ったが、この過程で感じた子ども・子育て支援事業に関連する課題を最後に記載する。

人口減少・少子化の急速な進行は、若年労働者の減少による社会活力の低下、社会保障費用の個人負担増大、地域社会の変容など、社会経済システムに影響を与える重要な問題となっている。国は消費税率引き上げにより確保された税収の一部を幼保無償化に充てるなど子ども・子育て支援に対する政策を打ち出しており、今後も子ども・子育て関連事業を執行しているこども未来部の業務はさらに増していくと推察される。

一方で財政の立て直しが課題となっている新潟市は、新たな集中改革プランにおいて職員数の削減等を打ち出しており、こども未来部の人員数の増強は見込めない状況にある。

そのため、子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行及び管理を適切に実施していくには、業務の効率化を図っていくことが重要な課題と考える。

新潟市の将来を担う子どもたちの笑顔があふれる街の実現に向けて、以下の事項についても検討のうえ、これまで以上に財務事務の執行及び管理に取り組んでいただきたい。

1. ICT (AI や RPA 等) の積極活用

保育施設の入所選考事務や児童手当の認定請求事務・現況届事務について新潟市では、区役所健康福祉課で手作業により多くの時間をかけて実施しているが、判断の要素がほとんどない反復的な単純作業は AI や RPA との相性がよく、自動化により大幅な業務効率を図ることができる領域である。

新潟市では ICT 政策課が中心となって令和 2 年 1 月から RPA 実証実験をスタートすることになっている。実証実験の対象となっている事務は以下のとおりであり、包括外部監査の監査対象となったこども家庭課や保育課が実施している事務も含まれている。

No	事務	担当部署
1	返還口座申請情報の登録事務	納税課
2	妊婦検診情報登録事務	こども家庭課
3	乳児検診情報登録事務	こども家庭課
4	保育施設への請求事務	保育課
5	土地登録情報調査事務	資産評価課
6	公的年金支払情報登録事務	市民税課
7	公示履歴保存事務	施設課

上記以外においても、令和2年度の予算要求にて保育園等の入所選考手続等において AI・ RPA 導入を検討する動きがあり、今後多くの手作業による単純作業が自動化され、業務の効率化が図られることが期待される。

また、近年は保育園内の保育事務に関してもICT化の動きも出ており、ICT化の領域がさらに広がっていくものと見込まれる。まだ、導入を検討していないその他の領域についてもAIやRPAにより業務の効率化を図ることができる可能性があるため、可能性のある領域について積極的に導入の要否を検討していただきたい。

なお、既に AI・RPA に関する実証実験を行った自治体や総務省から、実証実験の内容や効果を示した報告書が公表されているため、導入を検討するに際してはこれらも有効に活用されたい。

2. 同一業務に関するマニュアル整備

子ども・子育て支援にかかる多くの窓口業務は区役所健康福祉課にて実施されている。同一業務を複数拠点で実施していることになるが、新潟市全体での共通の業務マニュアルが整備されておらず(又は整備されていても実務で利用可能な水準ではない)、区ごとに独自のマニュアルを作成していたり、前任者からの引継書に基づき事務を執行している実態がある。各区の健康福祉課にて業務フローを確認したところ作業手順や確認方法が異なっていたり、非効率なやり方で事務を行っている区もあった。

同一事務を複数の拠点で実施しているような事務については、各区に事務の作業手順や 確認方法等を一任するのではなく、新潟市全体として共通のルールのもと事務を遂行する ことが効果的・効率的であると考えられるため、新潟市全体として共通の事務マニュアルを 整備し、組織的に事務を遂行することが望まれる。

3. 適正な人員体制と人員配置

本包括外部監査の監査対象としたこども未来部、区役所健康福祉課は新潟市役所の中でも多忙な部署であり、全体として残業時間も多くなっている。特に保育課は月間残業時間が100時間を超える職員もおり、多忙を極めている。このような環境で、上述の「ICT (AI やRPA等)の積極活用」や「同一業務に関するマニュアル整備」に取り組んでも、十分に検討する時間が確保できなければ、結果としてICTを導入すること、マニュアルを整備することが目的となってしまい、本来の目的である業務の効率化が十分に図られない可能性がある。プロジェクトを成功させるためには必要な人的資源を適切に調達することが不可欠であり、十分な検討時間を確保することが重要である。また、ICTの活用範囲が拡大することで各部署の業務内容や役割が変化していくことも想定されるため、業務の変化に合わせて、業務内容や事務分掌の在り方についても新潟市全体として検討し、適時・適切な人員配置を行うことが望まれる。

以上